

**Q 1. 学習者用端末は毎日家庭に持ち帰り、学校に持って行くのでしょうか？**

A 1. 現在、学校では、学習者用端末の使用に関する指導を行い、授業等で活用しています。また、定期的に家庭に持ち帰らせることにより、児童生徒が家庭学習にも活用しています。

**Q 2. 学習者用端末の充電器も借りられるのでしょうか？**

A 2. 充電器(電源アダプタ・充電ケーブル)の貸出は、学校の判断によります。なお、自宅に iPad や iPhone の充電器(Lightning ケーブルのもの)があれば、自宅での充電が可能です。

**Q 3. 学習者用端末を忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？**

A 3. 学習者用端末を忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。その上で、他の児童生徒と一緒に活動するなど、学習に支障がないよう対応します。

**Q 4. 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？**

A 4. すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。学習用端末は Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットへの接続を行いますので、家庭に Wi-Fi の環境がなければ、整備していただく必要があります。今後、Wi-Fi 環境の整備を予定している家庭に対しては、希望があれば、市教育委員会からモバイルルータの貸付を行っています。ただし、モバイルルータを使うためのデータ SIM の契約は家庭で行い、通信料は家庭の負担となります。

**Q 5. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？**

A 5. 学習者用端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しています。また、勝手にアプリ等のインストールができないよう制限をかけています。

**Q 6. 持ち帰るための専用ケースはありますか？**

A 6. 持ち帰るための専用ケースは用意をしていません。外部からの衝撃にある程度耐えられるよう、iPad にはキーボード一体型のカバーを取り付けています(カバーは意図的に外さないでください)。

**Q 7. 学習者用端末は個人的な旅行に持って行ってもよいですか？**

A 7. 個人的な旅行への持ち出しは認めていません。修学旅行や社会科見学等、「教育課程」の場合の持ち出しは学校長が判断します。

**Q 8. 学習者用端末が壊れてしまった場合は、端末を使う学習についてはどうなりますか？**

A 8. 損傷した学習者用端末は、市教育委員会からメーカー等に修理に出します。家庭から学校を通して、市教育委員会に「貸付物品亡失・損傷届」を提出してもらった上で、交換機の貸付を行います。

**Q 9. 学習者用端末を壊してしまった場合の費用負担はどのようなのでしょうか？**

A 9. 通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担しています。ただし、故意又は重大な過失による場合は、児童生徒(保護者)負担になります。家への持ち帰りなど学校外で発生した損傷についても、同様です。

**Q10. 紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？**

A10. 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。また、学校を通して市教育委員会に「貸付物品亡失・損傷届」を提出することになります。なお、故意または重大な過失による紛失・盗難の場合は、児童生徒(保護者)負担により原状復旧していただくことになります。

**Q11. 学習者用端末の紛失や損傷があり、保護者が原状復旧をすることになった場合、どのくらいの費用がかかるのでしょうか？**

A11. iPad の場合、損傷の種類や程度により、15,000～45,000 円程度かかります。全損や紛失の場合は、買い替えとなりますので、学習者用端末及びキーボード一体型カバーの購入価格(58,000 円程度)を負担していただくことになります。

**Q12. 保護者による損害賠償に備えて入ることのできる保険はあるのでしょうか？**

A12. 学習者用端末は、学校の備品を借受する受託品となります。受託品の損害賠償保証がある保険のうち、タブレット端末を対象とした既存のものは限られており、学校から案内があります。

**Q13. 学習者用端末は家族が使用してもよいですか？**

A13. 学習者用端末は、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

**Q14. 学習者用端末をどのような学習場面で使用するのですか？**

A14. 授業においては、一斉学習の場面で、教師は指導者用端末を通して、児童生徒一人一人の反応を把握し、それぞれの反応に応じた双方向型の授業を行うことができます。

また、児童生徒一人が1台ずつ学習者用端末を使うことで、同時に別々の学習課題に取り組むことができます。一人一人の学習履歴を記録することで、それぞれの学習状況に応じた個別学習が可能になります。

さらに、グループ等で協働学習に取り組む際には、一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムで共有し、児童生徒同士で双方向の意見交換が可能になり、多様な意見に触れることで理解を一層深めることができます。

新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。

**Q15. 学習者用端末には、どのようなアプリが入っていますか？**

A15. 授業中に指導者用端末を用いてモニタリングや教材配布・回収、画面共有、操作制御を行うアプリ、自分の考えをカードに文字や図等で表し、追加・削除・並び替え等でプレゼンテーションを作成するアプリ、個人のノートをクラス全体やグループの領域に張り付け、考えをまとめたり、意見を集計・分析したりするアプリ、一人一人の学習履歴や日々の授業の成果物を一元管理し、適切な事後指導や評価の参考資料として活用できるアプリなど、様々なアプリを導入しています。